

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和4年9月6日(火) 午前10時00分～午前10時30分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員

5 出席委員(9名)

1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員

7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 職務のため出席した者

局次長：吉田 武史

主 査：濱岡 大祐

係 員：河坂 章志

7 議案・報告等

(1) 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出

(2) 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寿内隆史

署名委員

中野利佑

署名委員

中道文夫

令和4年9月6日（火）午前10時00分～午前10時30分

農業委員会議事録

会長

ただ今から令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。
本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。
本日の議事録の署名委員でございますが、
7番：中野 利佑 委員
8番：中道 文夫 委員
をお願いすることといたします。
それでは、本日の議事に移ります。
報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」についてです。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第10号の議案書をご覧ください。届出につきましては、番号1から2までの2件でございます。
1件目についてであります。場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。当該届出地は、添付資料8ページの地図のとおりでございます。届出内容は、5ページのとおり転用の目的が住宅であり、現況は既に転用済みであります。現地調査へは、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
次に、2件目についてであります。場所及び土地の状況につきましては添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。当該届出地は、添付資料16ページの地図のとおりでございます。届出内容は、13ページのとおり転用の目的が露天駐車場であり、現況は既に転用済みであります。現地調査へは、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
以上でございます。

会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>はい、岩田委員。</p>
岩田委員	<p>この始末書の内容は本人から言われたやつを事務局が作って渡したのですか。</p>
事務局	<p>いえ、違います。ご本人様が作られたものです。</p>
会長	<p>他に質問ございますでしょうか。なければ次に移りたいと思います。</p> <p>報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第11号の議案書をご覧ください。届出につきましては、番号1から2までの2件でございます。</p> <p>1件目についてであります。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料18ページから40ページでございます。譲受人は大博鋼業株式会社及び双和株式会社でございます。当該届出地は、添付資料36ページの地図のとおり位置しております。届出の内容は、所有権の移転であり、転用目的は自家用倉庫であります。現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から谷本、河坂の計3名で実施いたしました。周辺農地への影響はないものと判断いたします。</p> <p>次に、2件目についてであります。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料41ページから70ページでございます。譲受人は大博鋼業株式会社及び双和株式会社でございます。当該届出地は、添付資料65ページの地図のとおり位置しております。届出の内容は、所有権の移転であり、転用目的は露天駐車場であります。現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から谷本、河坂の計3名で実施いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>はい、中道委員。</p>
中道委員	<p>資料の住宅地図を拝見させていただき、この様なところにまだ3,000 m²の農地が残っていたのかと思います、そのような農地が転用され少なくなっていく寂しい印象です。</p> <p>今回の転用の中身で、この農地の南側に水路がありこの水路から擁壁を1から1.5メートルくらい立ち上げて当該農地はあるんですが、この水路を挟んで農地があり、この農地は隣接農地、そこの方は隣接耕作者にはならないから、届出書の防除施設及び覚書の隣接耕作者の署名欄が空欄という判断でいいのか。</p> <p>それともう一つ、盛り土はしないのかどうか。すでに水路部分から1 m以上の擁壁が立ち上がっているので必要が無いのかもかもしれませんが平面図だけでは判断できないので、その点を確認させていただきたい。</p>
事務局	<p>先に盛り土については、建物を建てる上で整地をするんですが、その折に判断されると聞いており、道路面に合わせるとまで伺っています。道路面までは20 cmほどだそうです。また、隣接耕作者については、今回は地図上にも記載されている水路を挟んでいるというところで実際に確認したところ一定程度の距離があるので隣接耕作者には当たらないと解釈しております。</p>
中道委員	<p>水路の幅によって判断が変わるという事ですか。</p>
事務局	<p>いえ、地図上で確認できるほどの水路を挟んでいるかもそうですし、実際はそれぞれの農地での判断によるものと思います。</p>
会長	<p>農地の現状で判断するという事ですね。第二京阪から進入することになるので多少の地上げにはなるんですね。</p>
岩田委員	<p>水路があったとしても、農業委員が現地立会いして隣接耕作者の署名をもらう必要があると判断した場合は当然もらわないとダメですよ。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
岩田委員	<p>では、立ち会った農業委員の判断に拠るんですね。</p>

事務局	はい、そういう事になります。隣接耕作者の署名に関して、別件で大阪府農業会議に問い合わせたことがあるんですが、法律上は隣接耕作者の署名は必要要件ではなく、現在大阪府下の農業委員会に於いて半数は隣接耕作者の署名を求めているとのこと。また、農地の状況でもそうですが、相続が確定していないだとか、他都合上署名に時間がかかる等で署名いただけない案件が今後ありましたら、時々でご相談させていただきます。
中道委員	隣接耕作者の承諾っていうのはそもそもなんで必要なんですか。
事務局	大阪府農業会議でも確かな回答は持っていなかったんですけども、凶るに事前に調整をしてもらうため、その申請に係りしつかり話をさせていただくためかと理解しています。農地転用は実際に生活環境においても風景が変わってしまうというところでご承諾を得ていたのかなと推察されます。事前に申請を出すようになっていきますので、影響を受けるであろう方に説明することが必要なんではないでしょうか。
木原委員	昔であるとか、田舎ではある事かなとは思いますが、農地転用は後々まで続く変更なので近隣の皆様にご理解いただくという事かと思えます。
事務局	他法でも届出に際して説明会を要求するものもありますし、あとからの説明では足りないかなというところ。です。
岩田委員	最終的に、隣接耕作者のサインが不要と判断して農業委員が署名した後に、苦情が発生して法的に責任を求められないか。
事務局	農地法上では隣接耕作者の許可を得る必要が無いので、当該覚書の農業委員の署名に関して何ら法的な責任は無いものと理解しています。
木原委員	農地法に基づくところで農耕上の見落としがあれば責任はありますが、開発許可書が添付されている以上、開発の中身についての責任は無いものかと。

橋中委員	開発許可の事が言われてましたがそれは事前協議をしているものですか。
事務局	はい、開発行為に関しては農業委員会に届出がある前に建築指導課の方で開発に係る事務処理を行った上で提出されているものです。
橋中委員	分かりました。
巽委員	今後、事前にわかっている案件があるのなら先に伝えておいて欲しい。これは届出確認でいいのか、許可する案件なのかというところも含め知っておきたい。
事務局	はい、分かりました。
会長	他に質問が無いようで、本日の議題は以上です。委員会はこれで閉会します。ありがとうございました。